

平成28年第5回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成28年5月23日

開会

日程第1 平成28年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第32号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正
する規則について

日程第4 議案第33号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

日程第5 議案第34号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

日程第6 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

日程第7 意見聴取 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）につ
いて

日程第8 教育長報告

日程第9 事務局報告 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成28年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

議案第 32 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のと
おり提出する。

平成 28 年 5 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

岐阜県第 3 子以降保育料無償化事業費補助金の制定に伴い、対象者の保育料
を無償化するため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則
 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成２７年瑞穂市教育委員会規則
 第４号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１項中「別表」を「同項第１号に掲げる小学校就学前子どもにつ
 いては別表第１に、同項第２号及び第３号に掲げる小学校就学前子どもにつ
 いては別表第２」に改める。

別表を削る。

附則の次に別表として次の２表を加える。

別表第１（第１８条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	教育標準時間認定 (K)
1	被保護者等世帯	円 0
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが 課税されている世帯（要支援者等）	0
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが 課税されている世帯	1,200
3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	3,250
	市町村民税所得割合算額 77,100円以下	7,500
4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500
5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500
備考		
(１) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。		
ア 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護 者である支給認定保護者		
イ 児童福祉法第６条の４第１項に規定する里親である支給認定保護者		

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

（２）市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が 4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法第 3 2 8 条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。

（３）市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が 4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割額をいう。

（４）市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が 4 月から 8 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 3 2 8 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項及び附則第 4 5 条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。

（５）要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第 1 7 条及び第 3 1 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

（ア）身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

（イ）療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号）に定

める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）
に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第
141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保
護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短
期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就
学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による
保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援
を受ける小学校就学前子ども又は小学校第 1 学年から第 3 学年までに在学する
子どもが 2 人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童が第 1 子の場合
はこの表に定める金額、第 2 子の場合はこの表に定める金額の 2 分の 1 の金額
（10 円未満の端数は切り捨てる。）、第 3 子以降の場合は無料とする。

(7) (6) の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が 97,000 円未満
の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18 歳に達する日
以後の最初の 3 月 31 日までの間にあった者とする。）が 3 人以上いる場合の
利用者負担額は、この表を適用する児童が第 3 子以降の場合は無料とする。

(8) (6) 及び (7) の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が 77,1
01 円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算
定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた
者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護され
る者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）
が 2 人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第 1 子の場合
はこの表に定める金額、第 2 子の場合はこの表に定める金額の 2 分の 1 の金額
（10 円未満の端数は切り捨てる。）、第 3 子以降の場合は無料とする。

(9) (6)、(7) 及び (8) の規定の規定にかかわらず、市町村民税所得割合
算額が 77,101 円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定
基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第 1 子の場合はこの表に定
める金額、第 2 子以降の場合は無料とする。

別表第 2（第 18 条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯 の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層 区分	定義	3 歳未満児		3 歳以上児	
		保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定 (T)	保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定 (T)
1(A)	被保護者等世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2(B)	市町村民税非課税世帯 （要支援者等）	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満（要支援者等）	3,900	3,900	3,200	3,200
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4(D1)	市町村民税所得割合算額 77,101円未満（要支援者等）	7,500	7,500	6,500	6,500
	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
5(D2)	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6(D3)	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7(D4)	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8(D5)	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000
備考					
（１）被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。					
ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である支給認定保護者					

イ 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

（2）市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。

（3）市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割額をいう。

（4）市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。

（5）要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

（ア）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが 2 人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童が第 1 子の場合はこの表に定める金額、第 2 子の場合はこの表に定める金額の 2 分の 1 の金額（10 円未満の端数は切り捨てる。）、第 3 子以降の場合は無料とする。

(7) (6) の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が 97,000 円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあった者とする。）が 3 人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第 3 子以降の場合は無料とする。

(8) (6) 及び (7) の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第 1 子の場合はこの表に定める金額、第 2 子の場合はこの表に定める金額の 2 分の 1 の金額（10 円未満の端数は切り捨てる。）、第 3 子以降の場合は無料とする。

(9) (6)、(7) 及び (8) の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第 1 子の場合はこの表に定める金額、第 2 子以降の場合は無料とする。

附 則

この規則は、平成２８年９月１日から施行する。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行																	
第18条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、<u>同項第1号に掲げる小学校就学前子どもについては別表第1に、同項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもについては別表第2に定める基準により算定した額とする。</u> 2 略	第18条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、<u>別表</u>に定める基準により算定した額とする。 2 略 <u>別表（第18条関係）</u> （1）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表 <table><tr><th colspan="2">各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分</th><th>利用者負担額 （月額）</th></tr><tr><th>階層 区分</th><th>定義</th><th>教育標準時間 認定(K)</th></tr><tr><td>1</td><td>被保護者等世帯</td><td>円 0</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td>市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）</td><td>0</td></tr><tr><td>市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯</td><td>1,200</td></tr><tr><td>3</td><td>市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下</td><td>3,250</td></tr></table>	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 （月額）	階層 区分	定義	教育標準時間 認定(K)	1	被保護者等世帯	円 0	2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200	3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	3,250
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 （月額）																
階層 区分	定義	教育標準時間 認定(K)																
1	被保護者等世帯	円 0																
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0																
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200																
3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	3,250																

	市町村民税所得割合算額 77,100円以下	7,500
4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500
5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500

備考

- 1 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
 - (2) 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者
- 2 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- 3 市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあ

っては、前年度）分の地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割額をいう。

4 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。

5 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受

けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

6 同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする。

7 6の規定にかかわらず、所得割課税額が77,101円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

8 6及び7の規定 _____にかかわらず、所得割課税額

が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算
定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合
はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの
利用者負担額基準表

各月初日の支給認定保護者の 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層 区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定(T)	保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定(T)
1(A)	被保護者等世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2(B)	市町村民税非課税世帯 (要支援者等)	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満（要支援 者等）	3,900	3,900	3,200	3,200
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4(D 1)	市町村民税所得割合算額 77,101円未満（要支援 者等）	7,500	7,500	6,500	6,500
	市町村民税所得割合算額	15,000	15,000	13,000	13,000

	97,000円未満				
5(D 2)	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6(D 3)	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7(D 4)	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8(D 5)	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備考

- 1 この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 2 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
 - (2) 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者
- 3 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法

第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。

4 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額をいう。

5 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童
扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害
基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法
に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

6 同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特
別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所
又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小
学校3年生までの兄弟姉妹が2人以上いる場合の保育料は、この
表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉
妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金
額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円
未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする。

7 6の規定にかかわらず、所得割課税額が57,70
0円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする
負担額算定基準者が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表
を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子
の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は
切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

8 6及び7の規定にかかわらず、所得割課税額
が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担
額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子
の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

別表第1（第18条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義	教育標準時間 認定(K)
1	被保護者等世帯	円 0
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200
3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	3,250
	市町村民税所得割合算額 77,100円以下	7,500
4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500
5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500

備考

(1) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者

イ 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受け

ている被保護者

- (2) 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- (3) 市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割額をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。
- (5) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

（ア） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

（イ） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

（ウ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

（エ） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合

は無料とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあった者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(8) (7)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (7)及び(8)の規定の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

別表第2（第18条関係）

各月初日の支給認定保護者の 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層 区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定(T)	保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定(T)

		円	円	円	円
1(A)	被保護者等世帯	0	0	0	0
2(B)	市町村民税非課税世帯 (要支援者等)	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満 (要支援者等)	3,900	3,900	3,200	3,200
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4(D)	市町村民税所得割合算額	7,500	7,500	6,500	6,500
1)	77,101円未満 (要支援者等)				
	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
5(D)	市町村民税所得割合算額	26,700	26,700	18,000	18,000
2)	169,000円未満				
6(D)	市町村民税所得割合算額	39,600	39,600	20,000	20,000
3)	301,000円未満				
7(D)	市町村民税所得割合算額	44,000	44,000	23,000	23,000
4)	397,000円未満				
8(D)	市町村民税所得割合算額	52,000	52,000	27,000	27,000
5)	397,000円以上				
備考					
(1) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。					
ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者					

イ 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

- (2) 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- (3) 市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割額をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の

8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額をいう。

(5) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども

も又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就
学前子どもが2人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童
が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定
める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、
第3子以降の場合は無料とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満
の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に
達する日以後の最初の3月31日までの間にあった者とする。）が
3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3
子以降の場合は無料とする。

(8) (7)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満
の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算
定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護
されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給
認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者
を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担
額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、
第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の
端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (7)及び(8)の規定の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額
が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定
基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合
はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

1. 改正の概要

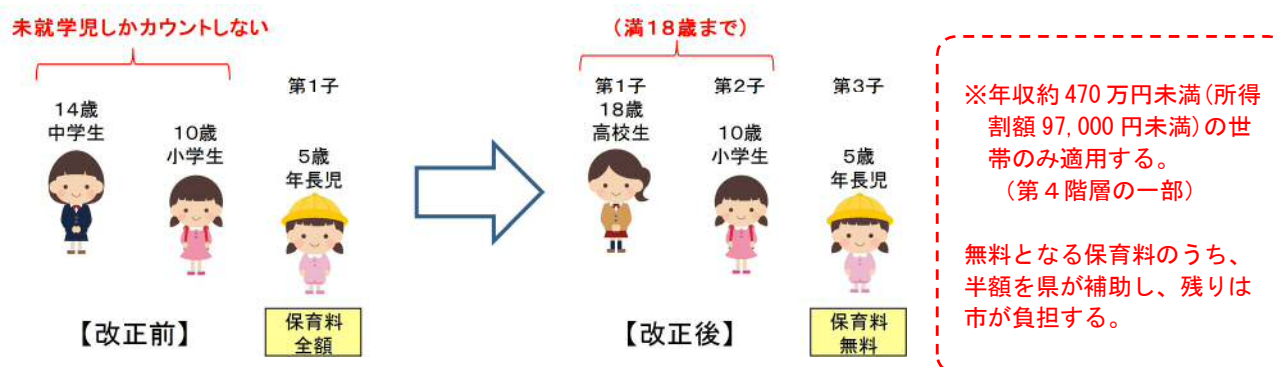
岐阜県の新規補助事業として「第3子以降保育料無償化事業費補助金」が創設されたことに伴い、対象者の保育料を無償化するため規則の一部を改正するもの。保育料が変更算定となる9月分より適用する。

2. 岐阜県第3子以降保育料無償化事業費補助金について

幼児期の学校教育や保育分野における多子世帯の経済的な支援を行う目的で、第3子以降の保育料無償化の対象者の幅を広げ、事業費（対象者の無料となる保育料）のうち半額を県が補助するもの。

保育所保育料の場合、現行制度では多子軽減を適用するのは第1子・2子が保育所等を利用している小学校就学前児童までとしていたが、これを年収約470万円未満（所得割額97,000円未満）の世帯については満18歳未満の児童でまで適用とする。ただし、年収約360万円相当未満世帯については、国の制度改正によりH28年度から多子軽減の適用年齢の上限が撤廃されている。

（注）幼稚園保育料の場合、現行制度で多子軽減の適用は小学3年生までの児童を対象としている。



3. 改正後の多子軽減制度について（保育認定の場合）

① 一般世帯 【H27年度の考え方】

同一世帯で、幼稚園または保育所等を利用している小学校未就学児の兄弟が2人以上いる場合、第2子(2人目)は保育料半額、第3子(3人目)以降は保育料無料。

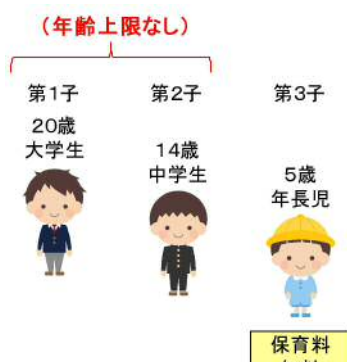
※第5階層以上が対象



② 年収約360万円未満世帯 【H28.4からの国制度改正】

生計を一つにする世帯で年齢に制限なく兄弟等が2人以上いる場合、第2子(2人目)は保育料半額、第3子(3人目)以降は保育料無料。

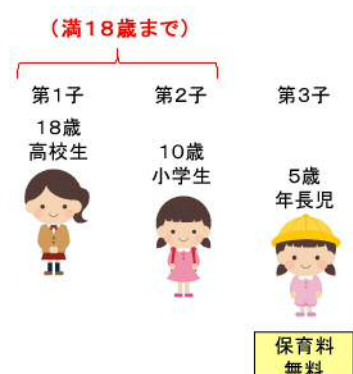
※第2階層、第3階層及び第4階層の一部が対象



③ 年収約470万円未満世帯 【岐阜県補助事業】

保護者が扶養している満18歳未満の兄弟が3人以上いる場合、第3子(3人目)以降は保育料無料。(第2子の保育料半額はなし。)

※第4階層の一部が対象



4. 規則改正の内容

別表の備考の「7」と「8」をそれぞれ繰り下げて、新たに「7」を追加。

備考 1～5 別表中の語句の定義説明

6 一般の多子軽減制度について（保育認定は未就学児、教育認定は小3まで）

7 県補助事業における満18歳未満までの多子軽減制度について

8（7）国制度改正による年齢制限のない多子軽減制度について

9（8）国制度改正によるひとり親等要支援世帯の第2子の保育料無料について

5. 補正予算内容

9月分以降の階層が未定のため、現状（4月現在）の階層で対象者を抽出し、補正予算額を算定。
23人が該当。なお、幼稚園保育料については該当者なし。

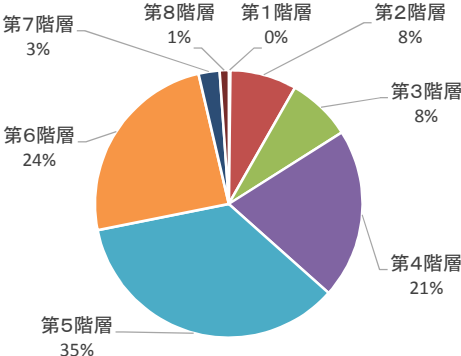
①施設名	②対象者数	③無償対象額	④県補助額 (③×1/2)	⑤市負担額 (③-④)	⑥県補助金充当金 (④の額)
1 本田第1保育所	3人	228千円	114千円	114千円	本田第1保育所費 ▲114千円
2 本田第2保育所	0人	0円	0円	0円	
3 別府保育所	2人	196千円	98千円	98千円	別府保育所費 ▲98千円
4 穂積保育所	0人	0円	0円	0円	
5 牛牧第1保育所	1人	46千円	23千円	23千円	牛牧第1保育所費 ▲23千円
6 牛牧第2保育所	5人	410千円	205千円	205千円	牛牧第2保育所費 ▲205千円
7 西保育・教育センター	2人	182千円	91千円	91千円	西保育・教育センター費 ▲91千円
8 中保育・教育センター	2人	150千円	75千円	75千円	中保育・教育センター費 ▲75千円
9 南保育・教育センター	3人	236千円	118千円	118千円	南保育・教育センター費 ▲118千円
公立保育所 計	18人	1,448千円	724千円	724千円	
10 清流みずほ保育園	5人	368千円	184千円	184千円	保育所費 ▲184千円
私立保育所 計	5人	368千円	184千円	184千円	
合計	23人	1,816千円	908千円	908千円	

- ・ 県補助金の増額を計上 14-2-2-4-29-111岐阜県第3子以降保育料無償化事業費補助金 908千円
- ・ 利用者負担の減額を計上 12-1-2-2-4-101 保育所保育料（公立） ▲1,448千円
- 11-2-1-2-1-101 保育所保育料（私立） ▲368千円

6. （参考）階層別の利用者割合の状況

（H28.4.1 現在）

階層区分	人数	割合	多子軽減適用範囲
第1階層	3	0.2%	※無料
第2階層	117	8.0%	
第3階層	113	7.8%	
第4階層	300	20.6%	年齢上限なし
			満18歳まで
第5階層	513	35.2%	未就学児のみ
第6階層	357	24.5%	
第7階層	37	2.5%	
第8階層	16	1.1%	
合計	1456	100.0%	



議案第 33 号

瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

瑞穂市給食センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 5 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市給食センター条例（平成 19 年瑞穂市条例第 14 号）第 8 条の規定により、瑞穂市給食センター運営委員を委嘱するもの。

瑞穂市給食センター運営委員

	氏 名	住 所	任期	備考(該当条項)
1	穂積北中学校長 杉村 慶二	穂積北中学校	H28.4.1～H29.3.31	第2号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
2	生津小学校長 村田 明治	生津小学校	H28.4.1～H29.3.31	第2号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
3	ほづみ幼稚園長 吉田 志保子	ほづみ幼稚園	H28.4.1～H29.3.31	第3号 瑞穂市立ほづみ幼稚園長
4	瑞穂市PTA連合会長 巢南中学校PTA会長 林 孝美	瑞穂市十八条730番地	H28.4.1～H29.3.31	第4号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
5	瑞穂市PTA連合副会長 牛牧小学校PTA会長 藤田 佳正	瑞穂市宝江446番地1	H28.4.1～H29.3.31	第4号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
6	瑞穂市PTA連合会母親委員会委員長 久世 加奈子	瑞穂市横屋7番地5	H28.4.1～H29.3.31	第4号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
7	幼稚園PTA会長 水野 有希	瑞穂市生津滝坪町1丁目1番地2	H28.4.1～H29.3.31	第5号 瑞穂市立ほづみ幼稚園の保護者を代表する者
8	中保育・教育センター所長 棚瀬 文子	中保育・教育センター	H28.4.1～H29.3.31	第6号 識見を有する者
9	中保育・教育センター保護者会長 戸田 志津	瑞穂市美江寺956番地	H28.4.1～H29.3.31	第6号 識見を有する者
10	瑞穂市教育委員会 幼児支援課 主事 問山 光	瑞穂市	H28.4.1～H29.3.31	第6号 識見を有する者
11	瑞穂市福祉部 健康推進課 主任 村岡 恵梨香	瑞穂市	H28.4.1～H29.3.31	第6号 識見を有する者
12	巢南中学校給食主任 今津 真美	巢南中学校	H28.4.1～H29.3.31	第6号 識見を有する者
13	牛牧小学校給食主任 樋口 克子	牛牧小学校	H28.4.1～H29.3.31	第6号 識見を有する者
14	牛牧小学校学校栄養教諭 村上 直江	牛牧小学校	H28.4.1～H29.3.31	第6号 識見を有する者
15	穂積小学校学校栄養教諭 渡邊 友紀	穂積小学校	H28.4.1～H29.3.31	第6号 識見を有する者
16	南小学校学校栄養教諭 小林 佳子	南小学校	H28.4.1～H29.3.31	第6号 識見を有する者

議案第 3 4 号

瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 2 8 年 5 月 2 3 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市教育支援センター条例（平成 2 1 年瑞穂市条例第 1 6 号）第 5 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

平成28年度 瑞穂市教育支援センター運営委員名簿

	氏 名	住 所	任期	備考(該当条項)
1	小中学校長会長 三田村 康宏	南小学校	H28.4.1～H29.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
2	小中学校長会副会長 古川 文行	中小学校	H28.4.1～H29.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
3	学校教育会長 松野 正範	牛牧小学校	H28.4.1～H29.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
4	ほづみ幼稚園長 吉田 志保子	ほづみ幼稚園	H28.4.1～H29.3.31	第2号 瑞穂市立ほづみ幼稚園長
5	瑞穂市PTA連合会長 林 孝美	瑞穂市十八条730番地	H28.4.1～H29.3.31	第3号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
6	幼稚園PTA会長 水野 有希	瑞穂市生津滝坪町1-1-2	H28.4.1～H29.3.31	第4号 瑞穂市立ほづみ幼稚園の保護者を代表する者
7	前総合初等教育研究所顧問 奥村 怜	養老郡養老町宇田1105番地1	H28.4.1～H29.3.31	第5号 識見を有する者
8	元 生津小学校 校長 大沼 智幸	岐阜市下鵜飼1765番地5	H28.4.1～H29.3.31	第5号 識見を有する者
9	岐阜大学教育学研究科教授 益子 典文	岐阜市長良1255-1 C-西	H28.4.1～H29.3.31	第5号 識見を有する者
10	岐阜大学大学院 特任教授 後藤 信義	岐阜市尻毛2番地4	H28.4.1～H29.3.31	第5号 識見を有する者
11	学校教育会 副会長 辻 治彦	穂積北中学校	H28.4.1～H29.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
12	学校教育会 庶務 串田 茂	本田小学校	H28.4.1～H29.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
13	研究推進委員 小学校代表 大羽 淳也	本田小学校	H28.4.1～H29.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
14	研究推進委員 中学校代表 高松 一恵	巢南中学校	H28.4.1～H29.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者

議案第 35 号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 5 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

委員が欠けたため瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、委嘱するもの。

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員

氏 名	所 属	年数	任期	備考
戸田 志津	保育所保護者会	新	H28.4.1～H30.10.31	教育委員会が適当と認める者(保育所保護者を代表する者)

意見聴取

平成２８年度瑞穂市一般会計補正予算（第１号）について

平成２８年度瑞穂市一般会計補正予算（第１号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成２８年５月２３日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

平成２８年第２回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

平成 2 8 年 度

瑞穂市補正予算書

平成 2 8 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年 6 月定例議会

目 次

平成 2 8 年度瑞穂市補正予算総括表	1
議案第 4 8 号 平成 2 8 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 1 号）	2

平成 28 年 度 補 正 予 算 総 括 表

(単位：千円)

会 計 区 分		補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計		16,840,000	65,823	16,905,823	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	6,060,999	740	6,061,739	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	443,933	0	443,933	
	学 校 給 食 事 業 特 別 会 計	300,894	0	300,894	
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	368,296	0	368,296	
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	26,238	0	26,238	
	小 計	7,200,360	740	7,201,100	
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	1,394,740	0	1,394,740	
	小 計	1,394,740	0	1,394,740	
合 計		25,435,100	66,563	25,501,663	

平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度瑞穂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,823千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,905,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月9日 提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 分担金及び負担金		23,948	△368	23,580
	2 負担金	20,798	△368	20,430
12 使用料及び手数料		578,595	△1,448	577,147
	1 使用料	480,879	△1,448	479,431
13 国庫支出金		2,094,917	4,113	2,099,030
	2 国庫補助金	583,431	4,113	587,544
14 県支出金		1,037,644	6,819	1,044,463
	2 県補助金	325,493	6,399	331,892
	3 委託金	159,281	420	159,701
16 寄附金		30,004	40,100	70,104
	1 寄附金	30,004	40,100	70,104
17 繰入金		900,001	13,000	913,001
	2 基金繰入金	900,000	13,000	913,000
19 諸収入		652,053	3,607	655,660
	5 雑入	619,415	3,607	623,022
歳入合計		16,840,000	65,823	16,905,823

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		1, 8 2 4, 0 3 3	6 6, 7 8 9	1, 8 9 0, 8 2 2
	1 総 務 管 理 費	1, 3 6 7, 5 5 5	6 6, 6 4 3	1, 4 3 4, 1 9 8
	5 統 計 調 査 費	1, 9 7 8	1 4 6	2, 1 2 4
3 民 生 費		6, 5 2 0, 2 0 9	5, 7 5 6	6, 5 2 5, 9 6 5
	1 社 会 福 祉 費	3, 2 0 4, 5 9 6	5, 7 5 6	3, 2 1 0, 3 5 2
	2 児 童 福 祉 費	2, 9 7 0, 5 8 9	0	2, 9 7 0, 5 8 9
4 衛 生 費		1, 4 8 2, 2 2 5	1, 7 4 2	1, 4 8 3, 9 6 7
	1 保 健 衛 生 費	4 6 7, 7 0 5	1, 7 4 2	4 6 9, 4 4 7
6 農 林 水 産 業 費		1 4 7, 3 8 8	4, 0 7 7	1 5 1, 4 6 5
	1 農 業 費	1 4 7, 3 8 8	4, 0 7 7	1 5 1, 4 6 5
9 消 防 費		1, 4 5 5, 3 9 1	△ 1 7, 3 3 9	1, 4 3 8, 0 5 2
	1 消 防 費	1, 4 5 5, 3 9 1	△ 1 7, 3 3 9	1, 4 3 8, 0 5 2
10 教 育 費		2, 1 1 3, 2 4 2	4, 7 9 8	2, 1 1 8, 0 4 0
	2 学 校 教 育 費	1 2 8, 5 0 9	0	1 2 8, 5 0 9
	3 小 学 校 費	4 2 4, 2 1 4	3, 7 5 4	4 2 7, 9 6 8
	5 幼 稚 園 費	1 6 7, 2 3 9	8 4 4	1 6 8, 0 8 3
	6 社 会 教 育 費	4 9 6, 6 0 8	0	4 9 6, 6 0 8
	7 保 健 体 育 費	2 6 4, 1 9 7	2 0 0	2 6 4, 3 9 7
歳 出 合 計		1 6, 8 4 0, 0 0 0	6 5, 8 2 3	1 6, 9 0 5, 8 2 3

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 分担金及び負担金	23,948	△368	23,580
12 使用料及び手数料	578,595	△1,448	577,147
13 国庫支出金	2,094,917	4,113	2,099,030
14 県支出金	1,037,644	6,819	1,044,463
16 寄附金	30,004	40,100	70,104
17 繰入金	900,001	13,000	913,001
19 諸収入	652,053	3,607	655,660
歳入合計	16,840,000	65,823	16,905,823

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1,824,033	66,789	1,890,822	6,236		40,000	20,553
3 民生費	6,520,209	5,756	6,525,965	1,268		△1,816	6,304
4 衛生費	1,482,225	1,742	1,483,967				1,742
6 農林水産業費	147,388	4,077	151,465	4,077			
9 消防費	1,455,391	△17,339	1,438,052			3,607	△20,946
10 教育費	2,113,242	4,798	2,118,040	△649			5,447
歳出合計	16,840,000	65,823	16,905,823	10,932		41,791	13,100

2 歳入

(款) 11 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費負担金	20,798	△368	20,430	2 児童福祉費負担金	△368	保育所保育料
計	20,798	△368	20,430			

(款) 12 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生使用料	298,219	△1,448	296,771	2 児童福祉使用料	△1,448	保育所保育料
計	480,879	△1,448	479,431			

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	8,615	3,716	12,331	1 総務費補助金	3,716	通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金
5 教育費国庫補助金	135,166	397	135,563	1 小学校費補助金	397	小学校理科観察実験支援事業補助金
計	583,431	4,113	587,544			

(款) 14 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県補助金	1,548	2,100	3,648	1 総務管理費補助金	2,100	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金
2 民生費県補助金	220,599	1,268	221,867	1 社会福祉費補助金	360	身体障害者福祉費県補助金
				4 児童福祉費補助金	908	岐阜県児童福祉等対策事業補助金
4 農林水産業費県補助金	50,229	4,077	54,306	1 農業費補助金	4,077	担い手確保・経営強化支援事業県補助金
7 教育費県補助金	3,622	△1,046	2,576	1 社会教育費補助金	△1,371	森林環境税事業県補助金
				2 保健体育費補助金	200	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金
				5 幼稚園費補助金	125	岐阜県児童福祉等対策事業補助金
計	325,493	6,399	331,892			

(款) 14 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	128,265	420	128,685	5 統計調査費委託金	420	経済センサス調査県委託金
計	159,281	420	159,701			

(款) 16 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般寄附金	1	100	101	1 一般寄附金	100	一般寄附金
4 ふるさと応援寄附金	30,000	40,000	70,000	1 ふるさと応援寄附金	40,000	ふるさと応援寄附金
計	30,004	40,100	70,104			

(款) 17 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	300,000	13,000	313,000	1 財政調整基金繰入金	13,000	財政調整基金繰入金
計	900,000	13,000	913,000			

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 雑入	619,409	3,607	623,016	6 消防費雑入	3,607	消防団員等退職報償共済金
計	619,415	3,607	623,022			
合 計	16,840,000	65,823	16,905,823			

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 文書広報費	514,323	0	514,323	700			△700			(財源補正)
5 企画費	132,274	20,363	152,637	1,674			18,689	11 需用費	12,000	消耗品費等
								12 役務費	4,043	通信運搬費 手数料
								13 委託料	4,320	業務委託料 ふるさと納税事業支援業務委託
8 自治振興費	35,612	1,500	37,112				1,500	19 負担金、補助及び交付金	1,500	補助金 自治会公民館補助金
12 固定資産評価審査委員会費	141	7	148				7	1 報酬	7	非常勤職員・委員等報酬 固定資産評価審査委員会委員報酬
13 基金積立費	34,083	40,000	74,083			40,000		25 積立金	40,000	ふるさと応援基金積立金
15 社会保障・税番号制度導入推進費	17,200	4,582	21,782	3,716			866	4 共済費	6	社会保険料
								7 賃金	564	賃金
								12 役務費	296	通信運搬費
								19 負担金、補助及び交付金	3,716	交付金 通知カード・個人番号カード関連事務交付金
16 まち・ひと・しごと地方創生推進費	14,815	167	14,982				167	9 旅費	167	普通旅費
17 災害対策費	0	24	24				24	3 職員手当等	24	時間外勤務手当
計	1,367,555	66,643	1,434,198	6,090		40,000	20,553			

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
2 指定統計費	1, 870	146	2, 016	146				1 報酬	△76	非常勤職員・委員等報酬 調 査 員 報 酬 指 導 員 報 酬
								7 賃金	96	賃金
								11 需用費	105	消耗品費等
								12 役務費	1	通信運搬費
								14 使用料及び 賃借料	20	使用料
計	1, 978	146	2, 124	146						

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 社会福祉総 務費	611, 582	370	611, 952				370	28 繰出金	370	国民健康保険事業特別会計繰出金
2 障害者福祉 費	704, 502	4, 790	709, 292	360			4, 430	7 賃金	524	賃金
								19 負担金、補 助及び交付 金	3, 546	負担金 岐阜地域児童発達支援センター組合負担 金
								20 扶助費	720	扶助費 身体障害者福祉対策事業給付費
5 福祉医療費	635, 076	587	635, 663				587	7 賃金	587	賃金
7 臨時福祉給 付金等給付 費	150, 264	9	150, 273				9	23 償還金、利 子及び割引 料	9	償還金
計	3, 204, 596	5, 756	3, 210, 352	360			5, 396			

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
4 保育所費	1,570,438	0	1,570,438	908		△1,816	908			(財源補正)
計	2,970,589	0	2,970,589	908		△1,816	908			

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 保健衛生総務費	201,552	1,742	203,294				1,742	7 賃金	1,742	賃金
計	467,705	1,742	469,447				1,742			

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
3 農業振興費	65,021	4,077	69,098	4,077				19 負担金、補助及び交付金	4,077	補助金 担い手確保・経営強化支援事業補助金 4,077
計	147,388	4,077	151,465	4,077						

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 常備消防費	1,127,373	△20,946	1,106,427				△20,946	13 委託料	△20,946	業務委託料 岐阜市消防事務委託料 △21,486 瑞穂消防署訓練場整備工事測量委託料 324 瑞穂消防署訓練場整備工事不動産鑑定委託料 216

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
2 非常備消防費	100,813	3,607	104,420			3,607		8 報償費	3,607	報償費
計	1,455,391	△17,339	1,438,052			3,607	△20,946			

(款) 10 教育費
(項) 2 学校教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 学校教育総務費	128,509	0	128,509	397			△397			(財源補正)
計	128,509	0	128,509	397			△397			

(款) 10 教育費
(項) 3 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 学校管理費	206,844	3,754	210,598				3,754	7 賃金	1,788	賃金
								15 工事請負費	1,966	工事請負費
計	424,214	3,754	427,968				3,754			

(款) 10 教育費
(項) 5 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 幼稚園管理費	164,189	844	165,033	125			719	13 委託料	594	業務委託料 幼稚園バス運行業務委託料 594
								19 負担金、補助及び交付金	250	補助金 私立幼稚園就園奨励費補助金 250
計	167,239	844	168,083	125			719			

(款) 10 教育費

(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
3 文化財保護費	7,969	0	7,969	△284			284			(財源補正)
計	496,608	0	496,608	△284			284			

(款) 10 教育費

(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 保健体育総務費	17,857	200	18,057	200				11 需用費	200	消耗品費等
4 給食センター費	207,825	0	207,825	△1,087			1,087			(財源補正)
計	264,197	200	264,397	△887			1,087			
合 計	16,840,000	65,823	16,905,823	10,932		41,791	13,100			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (年間支給率) (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		25,440	10,240 (4.20)	7,707	43,387	7,055	50,442	
	議 員	18	62,040		24,972 (4.20)		87,012	25,044	112,056	
	その他の 特 別 職	1,269	142,624				142,624	13,110	155,734	
	計	1,290	204,664	25,440	35,212	7,707	273,023	45,209	318,232	
補正前	長 等	3		25,440	10,240 (4.20)	7,707	43,387	7,055	50,442	
	議 員	18	62,040		24,972 (4.20)		87,012	25,044	112,056	
	その他の 特 別 職	1,268	142,693				142,693	13,110	155,803	
	計	1,289	204,733	25,440	35,212	7,707	273,092	45,209	318,301	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特 別 職	1	△ 69	0	0	0	△ 69	0	△ 69	
	計	1	△ 69	0	0	0	△ 69	0	△ 69	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(411)		1,341,590	945,675	2,287,265	467,971	2,755,236	
補 正 前	(411)		1,341,590	945,651	2,287,241	467,971	2,755,212	
比 較	(0)		0	24	24	0	24	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	37,326	33,040	25,657	22,931	1,529	78,583	2,558
	補 正 前	37,326	33,040	25,657	22,931	1,529	78,559	2,558
	比 較	0	0	0	0	0	24	0
	区 分	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退職手当組合 負担金 (千円)	
	補 正 後		2,406	19,910	306,239	192,261	223,235	
	補 正 前		2,406	19,910	306,239	192,261	223,235	
	比 較		0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職 員 手 当	24	その他の増減分	24	時間外勤務手当 24	